

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 21 日

各 

都 道 府 県
特 別 区
保健所設置市

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その 36）

標記については、令和 2 年 11 月 5 日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、香港当局との協議を踏まえ、香港向けに輸出される食鳥肉について、徳島県及び茨城県で生産及び処理されたものの輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾並びに英国及び欧州連合向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。